

新しい公会計へアップデート

民主主義と公会計

SDGs と公会計

IPSASB ミッション 2019-2023 戦略目標

PS:パブリック・セクターの

PSA:パブリック・セクター・アカウント

→ PFM:パブリック・ファイナンス・マネジメントへ、発生主義情報  
の便益の唱導

現状(資料)

今後の地方会計のあり方に関する研究会

中間まとめ、論点整理 R5 年 3 月 31 日

- 1、地方会計の活用認識
- 2、議会説明や住民理解の促進に有効な分析
- 3、個別施設のライフサイクルコストの中長期分析

#### 4、外部専門人材

#### 5、その他の論点

- ・財務書類や固定資産台帳から得られた資産・負債等のマクロな情報を、数値の内訳・構成に着目したミクロな視点で分析・説明する

- ・決算書、決算統計、地方公会計は同じ決算情報を扱っているものの、計上分類・方法が異なるため、それぞれの並行作業を行う

#### IPSAS 概念フレームワーク「財務報告の目的」

1、公共部門の主体による財務報告の目的は、GPFERs の利用者に対しアカウンタビリティ目的及び意思決定目的に有用な情報を提供することにある

2、ざいむほうこくはそれ自体が目的ではない。

その目的は、GPFERs の利用者に有用な情報を提供することである。

財務報告の目的は、

したがって、GPFERs の利用者ニーズを参照して決定される。

## 「財務諸表の表示」財務諸表の目的

財務諸表は、主体の財政状態及び財務業績を構造的に示すものである。

一般目的財務諸表の目的は、幅広い利用者に、資源配分に関する意思決定を行い、評価するのに有用な、主体の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに関する情報を提供することにある。

とりわけ、公共部門における一般目的、財務報告の目的は、次のことによって、意思決定に有用な情報を提供し、負託された資源に対する主体のアカウントビリティを論証することである。

A. 資源、配分及び財務資源の利用に関する情報を提供すること。

B. 主体がどのようにその活動の資金調達を行い、その現金必要額を満たしたかについて情報を提供すること。

C. 主体がその活動に資金調達をする能力及びその負債と約定を充す能力を評価するのに有用な情報

D、主体の財政状態及びその変動に関する情報を提供すること、

E、サービス・コスト、効率性及び達成度によって、主体の業績を評価するにあたって有用な情報の総体を提供すること。

## IPSASB と公会計の乖離

### 現状

#### わが国の財政運営の現実

国、地方における明確な財政フレームワークの欠如、

東日本大震災時には明確に 25 兆円の財政フレームワークを設定し、歳入と歳出を計画した

COVID-19 においては、累次の補正予算、多額の予備費を設定し、公債に依存。

財政フレームワークも返済計画も設定していない。

特に国費の支出が国会の議決を経ていない多額の予備費の設定は、財政民主主義の原則から逸脱。

財政フレームワークは、持続可能な財政運営には不可欠であり、正味負債の管理が外国では、財政運営の焦点にある。

政府のアカウンタビリティーとスチュワードシップの最大の責務が顧みられていない。

財政運営の現実の背景を構成する障壁

- ・現金主義に基づく財政制度(予算、決算)
- ・単年度予算
- ・累次の補正予算→予算の執行結果である決算の機能不全
- ・国会の議決を経ない予備費による支出の増加→結果に対する

アカウンタビリティーの欠如、

- ・地方の財政運営を補完する地方財政計画:国による地方の財政運営の補完→地方の自律的な財政運営へのディモチベーション

さらに、

- ・独立財政機関の不在
- ・議会における決算委員会、決算行政監視委員会の機能不全

財政運営における国と地方の関係

## 会計検査院法第 30 条の 2 の報告書

(略)

### 財政運営の現実

- ・国が、地方の財政運営を制度的に補完
- ・国は単年度ベースで、補正予算を組み、特に COVID-19 においては、多額の予備費を設定し、公債に依存する財政運営を行っている。
- ・単年度の歳入・歳出管理(「各会計年度における経費は、その年度の歳入を持って、これを支弁しなければならない」(財 12 条)において、歳入とは「国の各般の需要を満たすための支払いの財源とすべき現金の収納」(財 2 条) →現金主義

政府(国・地方)に何が求められるか

PFM へのブリッジとは何か

- ・アカウントビリティとスチュワードシップの遂行
- ・政府(国・地方)の責任レスポンスビリティ

必要とされる公共サービスを効率的かつ効果的に提供する責務。

現在及び将来にわたってサービス提供及び財政責任を果たす能力を維持する責務

政府に対する国民・市民の信頼を維持する責務。

特に日本政府(国・地方)がとるべき措置

アウトプット・アウトカムに焦点を当てるマネジメント移行

複数年度予算、財政計画に基づく業績、評価、政策・政策評価の予算・計画へのフィードバックの重要性

証拠に基づく意思決定及び評価への移行

結果に対するアカウンタビリティの確実な履行

公会計を阻むもの

- ・旧態、依然たる財政制度
- ・政府債務に対する意識(アカウンタビリティー・スチュワードシップ)の欠如、
- ・政府の財政運営の基軸としての予算制度(現金主義)と発生主義、財務情報のリンケージの欠如、

- ・資源配分の適正化と言う観点からの予算制度改革へのムーブメントの欠如(小泉政権家における公会計改革時、成果目標の明確化によるPDCA改革にはその意図は見られた)
- ・発生主義に基づく財務書類は作成しているが、財務報告ではない。

発生主義情報を必要とした最初の問題意識は何だったのか「公会計の基本問題」2003年

- 1、ストックとしての国の資産・負債に関する情報が不十分であり、国の保有資産の状況や将来にわたる国民負担等の国の財政状況が分かりにくい。
- 2、国と特殊法人とを連結した財務情報が提供されておらず、公共部門の全体像が把握できない。
- 3、フローの財政情報とストックに関する財務情報の連動がない。予算、決算と言う現金収支と資産、負債状況との関係の把握が困難である。
- 4、予算執行の状況がわかるのみで、当該年度に費用認識すべき行政コスト、事業ごとに関節費用を配賦したフルコストや、将

来の維持管理費用などを加味したライフサイクルコストが明らかにならない。

5、事業ごとのコストや便益が把握できないため、予算の効率的な執行を図る助けにはならない。

「発生主義に基づく財務諸表は作成しているが、財務報告ではない」と言う問題から取り組むべき課題。

IPSAS 概念フレームワーク 2.17

財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローについての情報は、一般的に財務諸表に表示される。

利用者が財務諸表に表示される情報に関連してより効果的に理解、解釈及び整理が出来るように、GPFR は、政府または他の公共部門の主体の以下に関する事柄についての情報をはじめ、財務諸表を向上、補完及び補足する、財務及び非財務情報も提供する。

- ・承認済み、予算及び運営を規定する他の権威への準拠性
- ・報告期間のサービス提供活動及び達成度

・将来期間におけるサービス提供及び、他の活動に関する期待、及び将来への期待に影響及ぼす帰結を含む、報告期間に行われた決定及び実施された活動の長期的な帰結

本情報は、財務諸表の中期、または GP エフアールアイに含められる別個の報告書にそう表示されることもある。

サミットコンファレンス

NPM マネジメント

NPG ガバメント

古庄:

営利

|

私益 ————— 公益

|

非営利

新しい財務会計へ

ミッションに基づく

財務諸表を超えた議論を

→ダブルマテリアリティ

→input

→output

→インパクトマネジメント

→非営利組織が社会を変える

内山:財務会計→管理会計

→統合報告へ

統合マネジメント

価値の創造

→組織価値創造→アウトプット→アウトカム→サステナビリティ

イ

↑

ESG 要素・要因

→バリュー・クリエーション

手続、持続性

価値合成

エビデンス→データ→アカウントして行く

説明して行く

落谷:IPSAS ボードメンバー

国際基準づくりへ←2000 年頃から

サステナブル+非財務情報

↑

ESG 分野

IPSAS B→もっと広報すべき

会計の領域を広げる

ESG 要素←識別・特定

ステイクホルダーに説明して行く

財務、非財務の報告

プリンシパルとエージェント

青木:国立大学法人

大学行政(2004 独立法人)

15→大学法人→新しい財務

18→新しい価値創造

経営化戦略(交付税、収入、授業料)

財源の多様化

人材の発射台・知的資産・ネットワーク

運営体 → 経営体へ

↓

↓

国に報告 → ステイクホルダーへの説明

↓

企業会計のような財務諸表・

基盤的能力→社会貢献・機能拡張的機能

→統合報告書へ

まとめ

アカウント スチュワードシップ

会計の守備範囲の拡張

効果:パフォーマンス←決算を見る・読む力

保証:監査の品質保証

プラン→マネジメント→バジェット→ リポート

## 我が国の財政運営の現実